

# 職場の労働問題でお困りの方へ

## ～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

### ～まずは相談したい方～

東京労働局  
(P1)

法テラス東京  
(P5)

日本産業カウンセラー  
協会東京支部  
(P9)

東京都(P4)

東京司法書士会  
(P8)

各弁護士会  
(P6)

東京都  
社会保険労務士会  
(P10)

### ～紛争解決制度を利用したい方～

東京労働局  
(P1)

各弁護士会  
(P6)

日本産業カウンセラー  
協会東京支部  
(P9)

東京都(P4)

東京司法書士会  
(P8)

東京都  
社会保険労務士会  
(P10)

### ～裁判、労働審判等を利用したい方～

東京簡易裁判所  
(霞が関、墨田)  
(P11)

東京地方裁判所  
(P11)

**問い合わせ先**

**利用できる制度**

**制度概要等**

東京労働局

雇用環境・均等部

東京労働局  
雇用環境・均等部

(住所)  
千代田区九段南 1-2-1  
九段第三合同庁舎 14階

【特長】  
簡易・迅速・  
無料・秘密厳守  
の紛争解決援助サービス！

**相談**

(電話番号)  
右記①の相談  
03-3512-1608

右記②の相談  
03-3512-1611

**東京労働局長による助言・指導**

(電話番号)  
03-3512-1608

**東京労働局長による紛争解決の援助**

(電話番号)  
03-3512-1611

**東京紛争調整委員会によるあっせん**

(電話番号)  
03-3512-1608

【制度概要】

- ① 民事上の個別労働紛争に係る相談  
解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。
- ② セクハラ、マタハラ等均等3法に係る相談  
職場における性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パートタイム労働者の均等・均衡待遇等男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関するご相談を受け付けております。

【相談方法】

電話又は面談。予約不要。

【相談日時】

月曜～金曜 ①9:00～17:00 ②8:30～17:15  
※土曜日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。

【制度概要】

民事上の個別労働紛争について、東京労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。

【制度概要】

職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争について、東京労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、解決を図る制度です。

【制度概要】

民事上の個別労働紛争について、東京労働局長から委任を受けた東京紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。  
裁判に比べ、手続が迅速かつ簡便です。  
紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。  
非公開のためプライバシーは保護され、あっせんで申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p>東京労働局 雇用環境・均等部</p>	<p>東京紛争調停委員会による調停  (電話番号) 03-3512-1611</p>	<p>【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に関わる民事上の個別労働紛争に関して、東京労働局長から委任を受けた東京紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。 紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。 非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。</p>

## 労働基準監督署等総合労働相談コーナー

<p>●各労働基準監督署内総合労働相談コーナー (P.3参照)</p> <p>●有楽町総合労働相談コーナー (住所)千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館3階 (電話)0120-601-556</p>	<p>民事上の個別労働紛争に係る情報提供・相談</p>	<p>解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。 (セクハラ、マタハラ等均等3法に係る個別事案に関する相談については、局雇用環境・均等部に取次ぎます。)</p>
	<p>東京労働局長による助言・指導</p>	<p>【相談方法】 電話又は面談。予約不要</p> <p>【相談日時】 ●各労働基準監督署内総合労働相談コーナー 月曜～金曜 9:00～17:00 ●有楽町総合労働相談コーナー 月曜～金曜 9:30～17:30 ※土曜、日曜日、祝祭日、年末年始は受け付けていません。</p>
	<p>東京紛争調整委員会によるあっせん</p>	<p>【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、東京労働局長が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。</p> <p>【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、東京労働局長から委任を受けた東京紛争調整委員会（弁護士、大学教授、社会保険労務士等の委員で構成）から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。</p>

## 東京労働局各労働基準監督署内総合労働相談コーナー一覧

コーナー名	所在地	電話番号
中央	文京区後楽 1-9-20 飯田橋合同庁舎 6 階	03-6866-0008
上野	台東区池之端 1-2-22 上野合同庁舎 7 階	03-6872-1144
三田	港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館 3 階	03-6858-0769
品川	品川区上大崎 3-13-26	03-6681-1521
大田	大田区蒲田 5-40-3 月村ビル 9 階	03-6842-2143
渋谷	渋谷区神南 1-3-5 渋谷神南合同庁舎 5 階	03-6849-1167
新宿	新宿区百人町 4-4-1 新宿労働総合庁舎 4 階	03-6863-4460
池袋	豊島区池袋 4-30-20 豊島地方合同庁舎 1 階	03-6871-6537
王子	北区赤羽 2-8-5	03-6679-0133
足立	足立区千住旭町 4-21 足立地方合同庁舎 4 階	03-6684-4573
向島	墨田区東向島 4-33-13	03-5630-1043
亀戸	江東区亀戸 2-19-1 カメラアプラザ 8 階	03-6849-4503
江戸川	江戸川区船堀 2-4-11	03-6681-8125
八王子	八王子市明神町 3-8-10	042-680-8081
立川	立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎 3 階	042-846-4821
青梅	青梅市東青梅 2-6-2	0428-28-0854
三鷹	武蔵野市御殿山 1-1-3 クリスタルパークビル 3 階	0422-67-6340
町田	町田市森野 2-28-14 町田地方合同庁舎 2 階	042-718-8342

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
東京都 （労働相談情報センター・各事務所）	<p>◆電話相談 東京都ろうどう110番 0570-00-6110 ※電話相談専用ダイヤル</p> <p>【特長】労働問題全般について、秘密厳守で気軽に受けられます。</p>	相談 (電話相談)	<p>【制度概要】 電話にて、賃金不払いや解雇をはじめ、労働問題全般に関する相談に応じています。</p> <p>【費用】 無料</p> <p>【相談日時】 ◆電話相談 月曜から金曜日の午前9時～午後8時（終了時間）、土曜日の午前9時～午後5時（終了時間） （祝日及び12月29日～1月3日を除く。土曜日は祝日及び12月28日～1月4日を除く。）</p>
	<p>◆来所相談(予約制)</p> <p>●労働相談情報センター(飯田橋) (住所)千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9F (電話)03(3265)6110 (担当区域)千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、中野区、杉並区、島しょ</p> <p>●大崎事務所 (住所)品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー2F (電話)03(3495)6110 (担当区域)港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区</p> <p>●池袋事務所 (住所)豊島区東池袋4-23-9 (電話)03(5954)6110 (担当区域)文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区</p> <p>●亀戸事務所 (住所)江東区亀戸2-19-1 カメラプラザ7F (電話)03(3637)6110 (担当区域)台東区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区</p> <p>●国分寺事務所 (住所)国分寺市南町3-22-10 (電話)042(321)6110 (担当区域)立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡</p> <p>●八王子事務所 (住所)八王子市明神町3-5-1 (電話)042(645)6110 (担当区域)八王子市、府中市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市</p>	相談及びあっせん (来所相談)	<p>【制度概要】 面談(予約制)にて、賃金不払いや解雇をはじめ、労働相談全般に関する相談に応じています。 労働相談によるアドバイスのみでは自主的な解決が難しい場合、労使からの要請を踏まえて関与が必要であるとの判断に至ると、労働相談情報センターが第三者として中立的な立場で解決に向けたお手伝いをします(あっせん)。ただし、相手方が事情聴取を拒否する場合や、調整過程で合意形成が図れない場合等は、打切りとなります。</p> <p>【費用】 無料</p> <p>【相談日時】 ◆来所相談(予約制) 担当区域(会社所在地)ごとに、月曜から金曜日の午前9時から午後5時(終了時間)まで実施(祝日及び12月29日～1月3日は除く。)</p> <p>◆夜間来所相談(予約制) 夜間は、各事務所が担当曜日に午後8時(終了時間)まで実施(祝日及び12月29日～1月3日は除く。) 予約制のため、必ず事前の予約をお願いします。 [夜間来所相談実施日] 飯田橋 月曜・金曜 大崎 火曜 池袋 木曜 亀戸 火曜 国分寺 月曜 八王子 水曜</p> <p>◆土曜来所相談(予約制) 土曜日は、飯田橋で午前9時～午後5時(終了時間)まで実施(祝日及び12月28日～1月4日は除く。) 予約制のため、必ず事前の予約をお願いします。</p>

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p><b>日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）</b></p> <p>●法テラス サポートダイヤル おなやみなし (電話) 0570-078374 (IP電話からは 03-6745-5600)</p> <p>●法テラス東京(新宿) (電話) 0503383-5300</p> <p>●法テラス多摩(立川) (電話) 0503383-5327</p>	<p><b>情報提供</b></p> <p>【特長】 法制度や相談窓口に関する情報をどなたにも無料で提供します。</p>	<p>【サービス内容】 利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からない、どこに誰に相談していいのか分からないという方々に、解決のための道案内をいたします。</p> <p>【費用】 無料（電話の場合、通話料はかかります。）</p> <p>【利用方法】 電話又は来所</p> <p>【受付日時】</p> <p>●サポートダイヤル 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 (日曜祝祭日休業)</p> <p>●法テラス東京・法テラス多摩 平日 9:00～12:00、13:00～16:00 (土日祝祭日休業)</p> <p>【注意点】 情報提供業務では、個別法律相談や法的判断は行っていません。</p>
<p>●法テラス東京(新宿) (住所) 新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル 13F (電話) 0503383-5300</p> <p>●法テラス多摩(立川) (住所) 立川市曙町 2-8-18 東京建物ファール立川ビル 5F (電話) 0503383-5327</p> <p>●法テラス上野 (住所) 台東区上野 2-7-13 JTB・損保ジャパン日本興亜上野共同ビル 6F (電話) 0503383-5320</p> <p>●法テラス池袋 (住所) 豊島区東池袋 1-35-3 池袋センタービル 6F (電話) 0503383-5321</p>	<p><b>民事法律扶助</b></p> <p>【特長】 経済的に余裕のない方に対し、法律の専門家が労働問題等の様々な法律トラブルに対応！</p>	<p>【サービス内容】 経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、民事法律扶助により、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行います。</p> <p>【費用】 法律相談は無料 弁護士・司法書士費用は有料（法テラスが弁護士・司法書士に立替え払いし、利用者から分割返済）</p> <p>【利用方法】 来所による面談（要予約） 電話での法律相談は行っていません。</p> <p>【注意点】 収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。要件確認の結果、該当しなかった場合は、他の機関を紹介することがあります。 援助を受けるためには、①月収が一定額以下であること（単身者 200,200 円以下、2 人家族 276,100 円以下等）②保有資産が一定額以下であること（単身者 180 万円以下、2 人家族 250 万円以下など）、③勝訴の見込みがないとはいえないこと、④民事法律扶助の趣旨に適することの条件を満たす必要があります。 行政のあっせんで不調に終わった方で、弁護士等を活用して裁判や労働審判等の司法手続を行われる方に効果的です。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
弁護士会 (東弁・一弁・二弁)	<p>三弁護士会共通 (住所) 千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館</p> <p>東京弁護士会 (電話) 03-3581-2206</p> <p>第一東京弁護士会 (電話) 03-3595-8575</p> <p>第二東京弁護士会 (電話) 03-3581-2250</p> <p>※上記電話番号はいずれも相談の予約は受け付けておりません。</p> <p>弁護士会では都内に各種法律相談センターを設置し、様々な相談に対応しています。</p>	法律相談	<p>【サービス概要】 解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続、離婚、交通事故、その他の法的トラブルについて相談をお受けします。</p> <p>【費用】 相談料 30分 5,000円(税抜) (「労働相談」を取り扱う法律相談センターでの労働相談は平成29年3月31日まで初回30分無料) ただし、債務整理相談、生活保護相談(3回まで)、交通事故相談は30分無料。</p> <p>【相談方法】 予約のうえ、各法律相談センターでの面接相談</p> <p>【予約受付日時】 各センターにより異なる(P.7参照)。</p>
	<p>無料法律相談</p> <p>【サービス概要】 地方自治体、各種団体主催の無料法律相談に協力し、年に数回法律相談を実施しています。相談内容は、主催する団体により(イ)法律相談一般相談、(ロ)交通事故相談、(ハ)クレジット・サラ金等金銭債務に係る相談に分かれています。 実施日時、相談内容等詳細については、直接各自治体・主催団体にお問い合わせいただくか、各自治体・主催団体ホームページにてご確認ください。</p>		
	<p>三弁護士会共通 (住所) 千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館</p> <p>東京弁護士会 (電話) 03-3581-0031</p> <p>第一東京弁護士会 (電話) 03-3595-8588</p> <p>第二東京弁護士会 (電話) 03-3581-2249</p> <p>【特長】 法律の専門家が公平・中立な立場で、示談成立のお手伝い!</p>	<p>紛争解決センターによるあっせん、和解、仲裁制度</p>	<p>【サービス概要】 解雇・賃金未払等の職場トラブル、借地・借家、金銭消費貸借、相続等の紛争について、裁判所を使わず紛争解決を図る制度です。いずれの問題にしても弁護士が関与して紛争の円満解決を図るものです。</p> <p>【費用】 有料。申立手数料10,000円(税抜)</p> <p>【その他】 費用、手続き等の詳細は、各弁護士会にお問い合わせいただくか、各弁護士会のホームページをご確認ください。</p>

弁護士会の法律相談センター

「労働相談」を取り扱う法律相談センター		予約受付電話／受付日時
新宿総合法律相談センター	新宿区新宿 3-1-22 NSOビル 5階	03-5312-5850 月～土 9:30～16:30
蒲田法律相談センター	大田区蒲田 5-15-8 蒲田月村ビル6階	03-5714-0081 月～金 9:30～19:30 土日 13:30～16:30
錦糸町法律相談センター	墨田区江東橋 2-11-5 河口ビル 7階	03-5625-7336 月火金土 9:30～16:30 水木 9:30～19:30
池袋法律相談センター	豊島区東池袋 1-34-5 いちご東池袋 2階	03-5979-2855 月～金 9:30～18:00 土 9:30～16:00
立川法律相談センター	立川市曙町 2-37-7 コアシティ立川 12階	042-548-7790 月～土 9:30～16:30
その他の法律相談センター		予約受付電話／受付日時
霞が関法律相談センター	千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 3階	03-3581-1511 月～金 9:30～16:30
池袋デパート相談(東武)	豊島区西池袋 1-1-25 池袋東武百貨店プラザ 館 6階「お客様相談室」	03-5951-5426 デパート営業日の 10:30～19:30
池袋デパート相談(西武)	豊島区南池袋 1-28-1 池袋西武百貨店 7F 「くらしの相談コーナー」	03-5949-3188 デパート営業日の 10:30～19:30
四谷法律相談センター	新宿区左門町 2-6 ワコービル 8階	03-5312-2818 月～金 9:30～18:00 土 11:00～15:00
北千住法律相談センター	足立区千住 3-98 千住ミルディス II 番館 6 階	03-5284-5055 月～金 9:30～12:00、13:00～16:30 土 9:30～12:00
渋谷法律相談センター	渋谷区神南 1-22-8 渋谷東日本ビル 5F	03-5428-5587 月～金 9:00～17:00
渋谷パブリック法律相談センター	渋谷区東 4-10-28 國學院大学内百周年記念館(法科大学院棟)1 階	03-5766-8101 月～金 9:30～18:00 土 10:00～12:00
八王子法律相談センター	八王子市明神町 4-1-11 多摩弁護士会館	042-645-4540 月～土 9:30～16:30
町田法律相談センター	町田市森野 1-13-3 竹内ビル 6階	042-732-3904 水・金・土 13:00～18:00 火・木 15:00～20:00



問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p>東京司法書士会総合相談センター（四谷）            (住所)新宿区四谷本塩町4-37            司法書士会館            (電話)03-3353-9205</p> <p>三多摩総合相談センター（立川）            (住所)立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル202-A            (電話)042-548-3933</p>	<p>面談による 無料法律相談</p>	<p>相続や遺言に関する相談、不動産登記相談、商業登記相談、成年後見相談、裁判手続に関する相談、女性と子どものための相談（四谷のみ）、当番司法書士相談、震災相談、空き家問題などについて、司法書士が解決に向け親身になってお受けします。</p> <p>【費用】 無料</p> <p>【利用方法】 要電話予約 ○東京司法書士会総合相談センター（四谷） 平日午前9時～正午、午後1時～午後5時</p> <p>○三多摩総合相談センター（立川） 平日午前10時～午後4時</p> <p>【相談日時】 ○東京司法書士会総合相談センター（四谷） ●月曜日～金曜日 午後5時～午後8時 ●土曜日 午後1時～午後4時</p> <p>○三多摩総合相談センター（立川） ●水曜日 午後5時～午後8時 ●木曜日 午後1時～午後4時 ●土曜日 午後1時～午後4時</p> <p>※年末・年始・祝祭日を除く</p>
<p>司法書士ホットライン</p>	<p>電話による 無料法律相談</p> <p>電話による15分程度のご相談です。</p>	<p>【費用】 無料（通話料は利用者負担）</p> <p>【相談日時】 ○03-3353-2700 月～金曜日 午前10時～午後3時45分</p> <p>○042-540-0663 水・木曜日 午後5時～午後7時45分</p> <p>※年末・年始・祝祭日を除く</p>
<p>東京司法書士会調停センター</p> <p>(住所)新宿区四谷本塩町4-37 司法書士会館 (電話)03-3353-8844</p>	<p>調停による紛争解決のお手伝い</p> <p>【特長】 特別にトレーニングを積んだ司法書士が紛争解決をサポート！</p>	<p>民事に関する紛争解決機関として、司法書士による仲裁、調停、あっせん等の裁判外紛争解決手続を実施し、紛争当事者の自主的な紛争解決手続を行っています。</p> <p>【費用】 有料。申立事務手数料10,000円（外税） その他費用、手続等の詳細は、当会調停センターへお問い合わせください。</p>

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">日本産業カウンセラー協会東京支部</p> <p>日本産業カウンセラー協会 東京支部 ADRセンター (住所) 渋谷区千駄ヶ谷 4-2-12 (電話) 03-6434-9132</p> <p><b>【特長】</b> わが国で数少ない「対話促進型ADR」!</p>	<p>無料相談</p>	<p><b>【サービス概要】</b> 解雇、労働条件の引き下げ、退職勧奨、職場でのいじめ・嫌がらせ等の個別労働関係紛争全般の相談を受け付けます。</p> <hr/> <p><b>【費用】</b> 無料</p> <hr/> <p><b>【利用方法】</b> 電話又は面談</p> <hr/> <p><b>【相談会場・相談日時】</b> (東京支部ホームページを参照)</p>
		<p><b>【サービス概要】</b> 個別労働関係紛争について、産業カウンセラーの有資格者で且つこれらの紛争解決の専門的知識、能力をもった調停者が、裁判(訴訟)によらない当事者同士での話し合いによる解決(対話促進型調停)のお手伝いをいたします。 弁護士は同席せず、経験豊富なカウンセラーが、紛争当事者の間に入って、双方の気持、言い分をしっかりと聴きし、相互理解を深め合い、問題を解決する方法を探ります。</p> <hr/> <p><b>【費用】</b> 有料。申立手数料27,000円 その他期日手数料が必要</p>

	利用できる制度	制度概要等
<p style="text-align: center;"><b>東京都 社会保険労務士会</b></p> <p style="text-align: center;">千代田区神田駿河台 4-6 御茶ノ水ソラシティ アカデミア 4F TEL 03-5289-0751</p> <p><b>【特長】</b> 労働・社会保険諸法令の唯一の国家資格者である社労士が、プロフェッショナルとしての課題解決能力を発揮します！</p>	<p>①総合労働相談所 ※事前予約制の 対面相談</p> <p>②社労士 110 番 ※電話相談</p>	<p>賃金、労働時間、労働条件、解雇・雇止め、セクハラ、パワハラなどに関する様々な労働に関する事項について、人事労務管理の専門家である社労士が無料相談に応じます。</p> <p>【費用】 無料</p> <p>①総合労働相談所 □相談日： 毎週火曜日、木曜日、および第1・第3土曜日（年末年始、祝日を除く） ※事前予約制、相談時間は 80 分 □予約受付ダイヤル： 03-5289-8833 □予約受付時間： 月曜日～金曜日の午前 10 時～午後 4 時（年末年始、祝日を除く）</p> <p>②社労士 110 番 □相談日時： 毎週月曜日と水曜日（年末年始、祝日を除く）の午前 10 時～午後 4 時 ※相談時間は 30 分 □相談ダイヤル： 03-5289-8844</p>
	<p style="text-align: center;"><b>社労士会労働紛 争解決センター 東京 「あっせん手続」</b></p>	<p>当センターは法務大臣の認証・厚生労働大臣の指定を受け、職場の様々なトラブルや労使紛争を「あっせん」という手続きにより、簡易・迅速・公平に解決を図る機関です。</p> <p>「あっせん」とは、労働問題の専門家である「あっせん委員（原則 2 人）」が当事者双方（事業主と労働者）から、それぞれの主張や説明を交互に伺い、紛争解決を図るため双方の歩み寄りをサポートし、事案によってはあっせん委員が和解案を示すなどにより、紛争の円満解決を目指す手続きです。</p> <p>【当センターの特徴】</p> <p>①費用は無料（平成 30 年 5 月迄）</p> <p>②あっせん期日は、原則として、平日夜間もしくは土曜日開催（平日昼間の開催応相談）</p> <p>③あっせん期日当日は、当事者双方に別室待合室を用意し、双方が顔を合わせることなく、手続を進めます。</p> <p>【問い合わせ先】 03-5289-0751 ※このダイヤルでは、労働相談は承っておりません。</p>

	問い合わせ先	利用できる制度
<b>裁 判 所</b>	<p><b>東京地方裁判所民事部</b>            (住所) 千代田区霞が関 1-1-4            (電話) 03-3581-5411</p> <p><b>東京簡易裁判所</b>            霞が関庁舎            (民事訴訟手続、            少額訴訟手続)            (住所) 千代田区霞が関 1-1-2            (電話) 03-3581-5411</p> <p>墨田庁舎            (民事調停手続)            (住所) 墨田区錦糸 4-16-7            (電話) 03-5819-0267</p>	<p><b>【各手続の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>民事調停手続 (簡易裁判所)</b>              調停主任 (裁判官又は調停官) と一般国民から選ばれた調停委員 2 名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る手続です。              双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされませんので、自分 1 人でも手続を行うことができます。</li> <li>● <b>少額訴訟手続 (簡易裁判所)</b>              原則として 1 回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60 万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができます。              事前に証拠等を準備する必要がありますが、複雑困難ではない事案の解決に有用な手続ですので、自分 1 人でも手続を行うことができます。</li> <li>● <b>労働審判手続 (地方裁判所)</b>              労働審判官 (裁判官) と労働関係の専門家である労働審判員 2 名が労働審判委員会を構成し、原則として 3 回以内の期日で、話し合いによる解決を試みながら、話し合いがまとまらない場合は審判を行う手続です。審判に対して異議申立てがあれば、訴訟に移行します。              事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、利用にあたっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。</li> <li>● <b>民事訴訟手続 (簡易裁判所・地方裁判所)</b>              裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。請求する金額が 140 万円以下の場合は簡易裁判所、140 万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。手続の途中で双方の解決の合意ができれば、和解によって終了することもあります。              厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は主張と証拠の提出を的確に行う必要があります。利用にあたっては、弁護士等に依頼することが望ましいでしょう。</li> </ul>
	<p><b>【特長】</b>  <b>事案に応じた多様な紛争解決手続があります！</b></p>	<p><b>【費用】</b>            上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。手数料の金額は、手続の種別や請求する金額によって異なります。</p>
		<p><b>【ご注意】</b>            裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡ししたりできます。なお、労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っておりません。            上記手続以外にも、仮処分手続や支払督促手続等があります。</p>